

春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、青少年健全育成地域振興事業を促進し、青少年の健全な育成を推進するため、予算の範囲内で各中学校区で組織する地区児童生徒健全育成連絡協議会又は生徒指導連絡協議会（以下「地区協議会等」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地区協議会等が行う次の事業とする。

- (1) 青少年健全育成啓発事業
- (2) 青少年健全育成研修事業
- (3) 青少年保護・補導活動事業
- (4) 子どもの安全活動事業
- (5) その他青少年健全育成及び非行防止のために必要な事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち次の経費とする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び広告料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号の経費のほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、1協議会当たり100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 申請する年度における名簿

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業を行う地区協議会等の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、申請のあった年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(検査等)

第 10 条 市長は、補助事業を行う地区協議会等に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱（昭和57年7月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正前の春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けた者の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。